平成２６年（フ）第１０７号
千葉県習志野市鷺沼台２丁目２番２―402号
債務者　姥山　晴美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３７号
千葉市中央区白旗３丁目21番26号　パナタウン白旗２―101号
債務者　立石　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５９号
千葉県船橋市旭町３丁目10番14号
債務者　宮崎　達也
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６０号
千葉県船橋市旭町３丁目10番14号
債務者　宮崎　雅子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
北海道苫小牧市本幸町２丁目３番17―204号
債務者　佐々木正志
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１３号
宮城県白石市小原字鍋割10番地１
債務者　佐藤　博紀
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第４１号
秋田市新屋栗田町12番１―304号
債務者　菅原　みよ
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８号
秋田県にかほ市金浦字塩焚浜105番地47
債務者　佐藤　裕子（旧姓岩橋）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第１３号
秋田県大館市豊町５番29号、前住所秋田県大館市字三ノ丸29番地１
債務者　齋藤　雅夫
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第３２号
千葉県八千代市村上南５丁目８番地１　セレブレイトⅠ―104号
債務者　森迫　　博
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６号
千葉市花見川区長作町620番地１　メゾンスリーゼ201号
債務者　高橋　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１００号
千葉県船橋市新高根１丁目４番１棟404号
債務者　鈴木美佳こと　呉　　美佳
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３号
千葉市稲毛区長沼町166番地13
債務者　三ケ森　徹
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
新潟県燕市吉田宮小路205番地９
債務者　阿部　正夫
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
新潟市西区東青山２丁目３番地１　ポストリオ202、前住所新潟市西区五十嵐２の町9100番地２
債務者　古俣　一幸
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４号
山梨県甲府市貢川２丁目２番11号
債務者　松場　正明
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
山梨県南都留郡山中湖村平野1952番地の１
債務者　長田　雄子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第９号
東京都江戸川区鹿骨２丁目28番３号　モアＮｏ．１―121、前住所長野県塩尻市大字広丘原新田191番地６
債務者　倉科　　勇
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
長野地方裁判所松本支部